

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十八年三月二十九日（火）

午前十時開会

第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	日程	事件番号	事件名	備考
議案第七号	議案第六号	議案第五号	議案第四号	議案第三号	議案第二号	議案第一号	報告第一号	選任同意第一号					
平成二十八年年度守口市門真市消防組合会計予算	守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関する条例案	守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案	守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例案	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	平成二十七年年度守口市門真市消防組合会計補正予算（第二号）	専決処分の報告について	公平委員会委員の選任について	会期について				

平成二十八年三月二十九日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 議 事 日 程

平成二十八年三月二十九日(火) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 選任同意第一号 公平委員会委員の選任について

日程第三 報告第一号 専決処分の報告について

日程第四 議案第一号 平成二十七年年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)

日程第五 議案第二号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

日程第六 議案第三号 守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例案

日程第七 議案第四号 守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

日程第八 議案第五号 守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関する条例案

日程第九 議案第六号 守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

日程第十 議案第七号 平成二十八年年度守口市門真市消防組合会計予算

○ 出席議員(十五名)

一 番	松 本	京 子	議員
二 番	池 田	治 子	議員
三 番	大 倉	基 文	議員
四 番	豊 北	裕 子	議員
五 番	戸 田	久 和	議員
六 番	高 橋	嘉 子	議員
七 番	吉 水	丈 晴	議員
八 番	大 藤	みつ子	議員
九 番	西 尾	博 道	議員

十番	竹内	太司朗	議員
十一番	松本	満義	議員
十二番	池嶋	一夫	議員
十三番	阪本	長三	議員
十四番	竹嶋	修一郎	議員
十五番	澤井	良一	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管 理 者	西端勝樹
副 管 理 者	園部一成
副 管 理 者	泉谷延
消 防 長	児玉勝美
次 長	稲田英之
次 長	熊本正雄
守口消防署長	日比敏夫
門真消防署長	前嶋文夫
総務課長	久野隆博
予防課長	池邨行弘
警備課長	好川和彦
司令課長	西尾秀昭

特別救助隊長 土井義治
 会計管理者 福井光治

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	重光千代美
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

門真消防署消防第二課長	谷本寿一
総務課参事	中田一人
総務課主幹	山口智也
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係主任	緒方正文
総務課総務係	中谷全利

~~~~~

午前十時開会

○ **大藤みつ子議長** これより組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表す次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **大藤みつ子議長** 管理者

○ **西端勝樹管理者** どうもおはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます。でございます。

さて、本定例会におきましては、選任同意を初め、専決処分報告、平成二十七年補正予算、条例及び平成二十八年予算の御審議をいただくことと相成っております。

なお、平成二十八年度予算につきましては、蕪島、千石統合庁舎の設計業務委託を初め、高規格救急自動車等の更整備を予定しておりますが、詳細につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **大藤みつ子議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **中田一人総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **大藤みつ子議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。四番豊北議員、十三番阪本議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第十、議案第七号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計予算」までの計十件を付議すべきこととなっております。

日程に先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から、平成二十七年十二月から平成二十八年二月までに行われました「例月出納検査の結果について」及び平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月十二日まで実施されました「平成二十七年定期監査の結果について」それぞれ文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大藤みつ子議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日より一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、選任同意第一号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

○ **十一番 松本満義議員** 議長

○ **大藤みつ子議長** 松本議員

○ **十一番 松本満義議員** この際動議を提出いたします。

ただいま議題とされました選任同意第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ **大藤みつ子議長** ただいま十一番松本議員から、選任同意第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大藤みつ子議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 選任同意第一号

公平委員会委員の選任について

守口市門真市消防組合公平委員会委員に、次の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求めます。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 大藤みつ子議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました選任同意第一号  
「公平委員会委員の選任について」御説明を申し上げます。

現在、本消防組合公平委員会委員の中道均氏の任期が、  
来る三月三十一日をもって満了いたしますことから、その  
後任につきまして種々慎重に検討いたしました結果、引き  
続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でござ  
います。

中道氏には、これまでの活動実績と経験を活かし、本消  
防組合行政の発展のため、さらに御尽力をいただけるもの  
と期待をいたしておるところでございます。

何とぞよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。  
ます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終  
結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終  
結いたします。

これより選任同意第一号を採決いたします。本件はこれ  
を同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本件はこ  
れを同意することに決しました。

この際申し上げます。本来ならば中道均氏から、御挨拶  
を受けるべきところでございますが、本日所用のため欠  
席でございますので、よろしく御了承のほどお願い申し  
上げます。

次に移ります。日程第三、報告第一号「専決処分の報告  
について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 報告第一号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法第二百九十二条において準用する  
同法第七十九条第一項の規定により急施専決したので報  
告し、承認を求めらる。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、報告第一号「消防職員の給  
与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、  
条例の改正内容及び専決処分をいたしました理由を御説  
明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件報  
一・一から一・九を、あわせまして、付議事件参考資料  
報一・一から一・十を御参照願います。

国におきましては、平成二十七年の人事院勧告に基づき  
まして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正  
する法律が本年一月に可決成立されたところでございます。  
また、守口市におきましても、先般二月二十五日に開催  
されました市議会におきまして、国に準じた内容で職員の  
給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されまし

た。

本消防組合におきましても、これらの動きを受け、消防  
職員給与の改正に向け、種々慎重に検討を加えてまいりま  
した。その結果、消防職員の給与制度につきましては、従  
来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をし  
てきたことから、同内容で条例改正をすることといたしま  
した。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。  
第一条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正でご  
ざいまして、第十二条の二第二項は、地域手当の支給率を  
十五・五パーセントに改めたものでございます。

第十九条第二項は、平成二十七年十二月における勤勉手  
当の支給率につきまして、一般職員は〇・一か月を加え  
〇・八五か月に、再任用職員は〇・〇五か月を加え〇・四  
か月にそれぞれ改めたものでございます。

附則第三十二項は、国に準じて実施しております、課長  
級以上の五十五歳を超える消防職員の給与を一・五パーセ  
ント削減する規定のうち、勤勉手当の削減率を〇・一か月  
分の引上げに応じて改めたものでございます。

別表の給料表ですが、国に準じ平均〇・一%を引き上げ  
たものでございます。



次に報一・九をお開き願います。第二条でございしますが、前条と同じく消防職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第十二条の二第二項は、平成二十八年四月以降における地域手当の支給率を十六パーセントに改めたものでございます。

第十九条第二項は、平成二十八年四月以降における勤勉手当の支給率につきまして、一般職員は〇・八か月に、再任用職員は〇・三七五か月にそれぞれ改めたものでございます。

附則第二十九項は、課長級以上の五十五歳を超える消防職員における一・五パーセントの給与削減措置を平成三十年三月までとするものでございます。

附則第三十二項は、第一条で御説明申し上げた給与を一・五パーセント削減する勤勉手当の削減率を、第十九条第二項の改正に応じて改めたものでございます。

次に附則でございしますが、第一項は、施行期日を公布の日としたものでございます。ただし、第二条の規定につきましまして、施行期日を平成二十八年四月一日としたものでございます。

第二項及び第三項は、第一条の規定についての適用区分を定めるとともに、第二項におきまして、改正後の地域手

当の支給率及び給料表を平成二十七年四月一日から適用するものとし、第三項におきまして、改正後の勤勉手当の支給率を平成二十七年十二月一日から適用するものでございます。

第四項及び第五項は経過規定を、第六項は委任規定でございします。

なお、本消防組合の給与システムにつきましては、守口市の給与システムを使用しており、守口市におきまして、二月二十五日に開催された市議会において可決され、地域手当を三月給与分から改正後の支給割合で支給することから、事務手続上、不具合が生じるため早急に対応する必要があり、組合議会の審議を経る時間的余裕がなかったことから専決処分とさせていただきます。

以上、誠に簡単な説明でございしますが、報告第一号の専決処分の報告とさせていただきます。

○ **大藤みつ子議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより報告第一号を採決いたします。本件を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました

次に移ります。日程第四、議案第一号「平成二十七年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)」を議題と  
いたします。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明  
を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 大藤みつ子議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 それでは、議案第一号「平成二十七年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算(第二号)」につ  
きまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事  
件議一、一をお開き願います。

第一条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予  
算の総額からそれぞれ二千六百七十六万五千円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十六億九千九百九十九  
千円にさせていたかどうかとするものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から御説明申し上げ  
ます。恐れ入りますが、付議事件議一、八から一、十まで  
をお開きいただきたいと存じます。

減額の内容でございますが、本年度におきましては、二  
名の早期退職者があり、議一、九退職手当で二千一  
万円、被用者年金制度の一元化に伴いまして、共済組合負担金で  
二千三百九十九万二千円、また、先ほど御承認いただきまし  
た給与条例の改正に伴いまして、地域手当で四百四十万円、  
勤勉手当で千三十六万九千円不足する状況でございますが、  
土地購入費の確定によりまして、議一、十消防施設費の土  
地購入費で三千六十万円、また、入札を実施しました結果、  
委託料で百九十四万六千円、自動車等購入費で四百二十六  
万五千円の不用額が生じ、その他、給料、職員手当等の  
費目を精査し、総計におきまして、二千六百七十六万五千  
円の不用額を計上したものでございます。

続きまして、歳入でございますが、議一、五及び六にお  
戻り願います。

まず、繰越金でございますが、平成二十六年度決算の繰  
越金追加分、七百十三万五千円を増額しております。

また、車両購入費及び土地購入費の減額並びに起債項目の変更に伴いまして、消防債の借入額を五千三百九十万円減額計上することによりまして、分担金で二千万円の増額と相成ったものでございます。

なお、この補正によります分担金の増額分二千万円の算出表は、議一・七のとおりで、守口市分が千六十七万四千円、門真市分が九百三十二万六千円の増額となっております。

以上、はなはだ簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **大藤みつ子議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第二号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」及び日程第六、議案第三号「守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例案」をあわせて議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議案第二号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定する。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
議案第三号

守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例案  
守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例を、次の

ように制定する。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第二号及び議案第三号につきまして、関連がございますことから一括して御説明申し上げます。

まず、議案第二号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議二・一から議二・五を、あわせまして、参考資料議二・一から議二・十を御参照願います。

国におきましては、公正性及び利便性の向上等を図る観点から行政不服審査法が改正され、あわせて、同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成二十八年四月一日から施行されることになっております。

本消防組合におきましても、これに伴い関係する六つの

条例につきまして、不服申立てを審査請求に一元化するなどの規定整備を行おうとするものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一条及び第二条は、行政不服審査法の改正に伴い、引用しております条が移動したことに伴うものでございます。

第三条及び第四条は、国の情報公開、個人情報保護審査会設置法並びに行政機関の保有する情報公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、それぞれ同様の改正を行おうとするものでございます。

また、あわせまして、守口市門真市消防組合情報公開審査会及び守口市門真市消防組合個人情報保護審査会をそれぞれ審理員による審理から適用を除外しようとするものでございます。

第五条及び第六条の改正規定は、行政手続法及び行政不服審査法の改正に伴いそれぞれの法律と同様の表現とするものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成二十八年四月一日とするものでございます。

続きまして、議案第三号「守口市門真市消防組合行政不服審査会設置条例案」について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議三・一から議三・三を御参照願います。

本条例案は、ただいま御説明申し上げました議案第二号と同様に行政不服審査法の改正に伴い、設置が義務付けられております行政不服審査会の組織及び運営について規定しようとするものでございます。

それでは、主な内容につきまして御説明申し上げます。第一条は、本審査会を行政不服審査法第八十一条第一項の規定に基づく、管理者の附属機関として設置するものと定め、第二条でその名称を定めるものでございます。

第三条から第七条までは、審査会の委員及び会長の選出方法、その職務並びに会議について必要な事項をそれぞれ定めるものでございます。

第八条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものでございます。

最後に、附則でございしますが、本条例の施行期日を平成二十八年四月一日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございしますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第二号及び議案第三号をあわせて採決いたします。ただいまの二議案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、議案第二号及び議案第三号の二議案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第七、議案第四号「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第八、議案第五号「守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関

する条例案」をあわせて議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 議案第四号

守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

議案第五号

守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関する条例案

守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関する条例

を、次のように制定する。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

久野隆博総務課長 それでは、議案第四号及び第五号につきまして、関連がございますことから一括して御説明申し上げます。

地方公務員について、人事管理の徹底や退職管理の適正な確保を主な目的とし、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成二十八年四月一日から施行されることなどに伴い、新たに条例設置するなど所要の整備を行おうとするものでございます。

まず、議案第四号「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議四・一及び四・二を、あわせまして、付議事件参考資料議四・一及び四・二をお聞き願います。

第一条は、守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正でございます。引用しております地方公務員法の一部改正により生じました条項のずれを改めようとするものでございます。

第二条は、守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状

況の公表に関する条例の一部改正でございまして、報告事項において、職員の人事評価など新たな項目の追加などを行おうとするものでございます。

次に、附則でございしますが、施行期日を平成二十八年四月一日とするものでございます。

続きまして、議案第五号「守口市門真市消防組合消防職員の退職管理に関する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議五・一及び五・二をお開き願います。

公務の公正及び住民の信頼を確保する観点から、地方公務員法に職員の退職管理に関する規定が設置され、営利企業等に再就職した全ての職員に対して、職務上の行為に関する現役職員への働きかけなどが規制されることとなりました。加えて、同法による規制前に課長職級以上の職に就いていた職員に対し、働きかけなどの規制対象期間等を別途定めようとするものでございます。

それでは、条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一条は、趣旨規定を定め、第二条は、営利企業等に再就職した課長職級以上の職員に対して、地方公務員法による規制前の期間に当該職に就いていた場合、その期間に関

する職務上の行為についても、退職後二年間、現役職員に対する働きかけを規制しようとするものでございます。

第三条は、管理又は監督の地位にある規則で定める職員につきまして、退職後二年間、営利企業等に再就職した場合、任命権者に規則で定める事項を届け出なければならぬ旨定めるものでございます。

最後に、附則でございしますが、施行期日を平成二十八年四月一日とするものでございます。

以上、誠に簡単な御説明でございしますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 おはようございます。豊北です。議案

第四号について質問をいたします。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、三つの公表項目が追加になっており、その中で職員の人事評価について、現在も勤務成績の評定をされていたとお聞きしておりますけれども、今回の地公法の改正により人事評価制度に変わることによって、どのように

変わるのかお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 豊北議員の御質問にお答えいたします。

勤務評定は、上司から一方的に評価されるのみで、評価結果につきましては、本人には公表していませんでした。

人事評価の観点として、能力評価と業績評価の両面から評価して、面談を通じて被評価者に公表し、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を公正に把握することで、より高い能力を持った公務員の育成につながっていくものと考えております。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 人事評価制度を入れることによつて職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を公正に把握することで、より高い能力を持った公務員の育成につながると考えておりますということですけれども、この人事評価をすること、今後、職員にとつて賃金や給与などどのような影響があるのでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 平成二十八年度におきましては、職員の給与等に影響はございませんが、昇任昇格におきまして、今までの勤務評定同様に参考とさせていただきます。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 平成二十八年度においては、給与の影響はないということでしたけれども、この条例の基となる地方公務員法及び独立行政法人法の一部改正の目的は、総務省も説明していますように能力及び実績に基づく人事管理の徹底であり、職員がこの職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入して、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする、こういうふうの説明されています。人事評価が給与に影響すると、これからしていくということです。力を合わせて、団結して人命救助に当たる消防の現場において、人事評価がなじむとは思いませんので、そのことを指摘しまして私の質問を終わらせていただきます。

○ 大藤みつ子議長 他に質疑はありませんか。



（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

- 四番 豊北裕子議員 議長
- 大藤みつ子議長 豊北議員

- 四番 豊北裕子議員 議案第四号「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市門真市消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」について反対討論をいたします。

質疑の中で、今回の条例の改正で人事評価が導入されることで、より高い能力を持った公務員の育成につながるということでしたけれども、この条例の基となる地方公務員法及び独立行政法人法の一部改正の目的は、総務省も説明するように、能力及び実績に基づく人事管理の徹底であり、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするというものです。人事評価をすることで給与も変わる。上がることもあれば下がることもあるわけです。消防職員は上司

の顔色ばかり気にするようになり、本来チームワークを発揮しなければならぬ現場においてプラスにはならず、仕事のモチベーションも下がることにつながると考えます。そもそも人事評価するにも、新たな時間を設定することになり、消防署の全体の仕事としても煩雑となるばかりであります。

以上の理由によって議案第四号についての反対の討論をいたします。

- 大藤みつ子議長 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、この採決は各議案ごとに採決いたします。

それではまず議案第四号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

- 大藤みつ子議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第五号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第九、議案第六号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 中田一人総務課参事 議案第六号

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十八年三月二十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

- 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

- 池邨行弘予防課長 議長

- 大藤みつ子議長 池邨予防課長

- 池邨行弘予防課長 それでは、議案第六号「守口市門真市消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の

付議事件議六・一から議六・十六を、あわせまして、付議事件参考資料議六・一から議六・二十五を御参照賜りたいと存じます。

平成十四年に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が施行され、十年以上が経過し、当初、想定されていない設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、当該設備及び器具への対応を図るため、平成二十七年十一月十三日付けで同省令の一部を改正する省令が公布されました。

これに伴いまして、同日付けで消防庁予防課長より火災予防条例(例)別表第三の改正が通知されたことから、守口市門真市消防組合火災予防条例別表第三との整合を図るため、同条例の一部を改正する条例案を上程するものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。一点目は、ガスグリドル付こんろを追加するものでございます。近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル、いわゆる魚焼き器ではなく、直火で加熱したプレートによって調理するガスグリドルを備えた機器が市場に流通するようになったことを踏まえ、ガスグリル付こんろと同じ項

に、ガスグリドル付こんろを追加し、日本工業規格、家庭用ガス調理機器の表記に準じ規定の表現を整理するため、ドロップイン式という表現を組込型に改めるものでございます。また、設備又は器具の形態及び機種について、考えられる全ての組合せを列挙するものでございます。

二点目は、入力が五・八キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器を追加するものでございます。近年、入力が五・八キロワットである電磁誘導加熱式調理器が多く流通するようになったことを踏まえ、入力が五・八キロワット以下、一口当たりの入力三・三キロワット以下で、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式のものを追加し、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器として統合するとともに、今回の改正にあわせて規定の表現を整理するため、備考欄の体裁を整えるものでございます。

最後に附則でございますが、平成二十八年四月一日から施行いたしましたく存じます。

なお、今回の改正により、新たに別表第三に追加された機器で、既に対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により、得られた距離で消防長等が認められたものとして設置されているものにつきましては、引き続き

当該距離を適用することが可能であることから、経過措置は設けないこととするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第六号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第六号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第十、議案第七号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計予算」を議題といたします。

議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第七号「平成二十八年  
度守口市門真市消防組合会計予算」につきまして御説明  
申し上げます。恐れ入りますが、付議事件参考資料議七  
一及び二をお開き願います。

まず、予算の概要でございますが、予算総額が三十七億  
三千九百八十八万五千円で、前年と比較いたしますと千三  
百二十一万千円、率にいたしまして〇・四パーセントの増  
となっております。

歳出予算の性質別経費の比率は、人件費が八十六・一パ  
ーセント、物件費が四・八パーセント、投資的経費が一・  
九パーセント、その他の経費が七・二パーセントとなつて  
おります。

それでは、予算書によりまして御説明申し上げます。恐  
れ入りますが、予算書の一ページをお開き願います。

まず、予算の総額でございますが、第一条で歳入歳出そ  
れぞれ三十七億三千九百八十八万五千円と定めさせていた  
だいております。

次に、第二条債務負担行為及び第三条地方債でございま

す。恐れ入りますが、四ページをお開き願います。

第二表債務負担行為でございますが、記載のとおり複数  
年度にわたる契約であります電子計算機及び事務機器等並  
びにAED機器の借上事業について、債務負担行為を設定  
しようとするものでございます。

次に、第三表地方債でございますが、記載のとおり新規  
発行債について、借入れの限度額及び条件等を規定しよう  
とするものでございます。恐れ入りますが、一ページにお  
戻りいただきたいと存じます。

第四条では、一時借入金の最高額を五千四百万円と定め  
させていただきます。

続きまして、内容につきまして歳出から御説明申し上げ  
ます。恐れ入りますが、十四ページをお開き願います。

一款議会費につきましては、特段申し上げることはござ  
いませぬ。

次に、十五ページ、二款総務費、一項総務管理費、一目  
一般管理費につきましては、百八十五万五千円を計上いた  
しております。そのうち、一節報酬及び八節報償費に、行  
政不服審査法の施行に伴う審査会委員及び審理員に対する  
報酬並びに答申書作成に対する謝礼を新たに計上いたした  
ものでございます。

次に、十六ページ、二目公平委員会費から十七ページ、二項監査委員費までにつきましては、特段申し上げること  
はございません。

次に、十八ページ、三款消防費、一項消防費、一日常備  
消防費につきましては、三十四億三千八百六十四万三千元  
を計上いたしております。そのうち、二節給料から十九ペ  
ージ、四節共済費までの人件費につきましては、給与費明  
細書といたしまして、二十五ページから二十九ページに一  
般職の給料、職員手当の状況等を記載いたしております。

八節報償費から二十ページ、十二節役務費までにつきま  
しては、特段申し上げることにはございません。

十三節委託料につきましては、高機能消防指令センター  
保守管理が主なものでございます。

二十一ページ、十五節工事請負費につきましては、消防  
本部非常電源コンセント増設工事を施すものでございます。

十八節備品購入費のうち事業用器具費につきましては、  
消防用ホースを初め、各種警防、救急、救助用資機材など  
の購入費用でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち負担金にありまし  
ては、消防用ヘリコプター運営費、救急安心センターにお  
さか運営費などに対します負担金で、研修負担金にありま

しては、消防大学校、府立消防学校、救急救命士養成所を  
初め、その他専門教育機関に職員を研修派遣するものでご  
ざいます。

二十二節補償、補填及び賠償金から二十二ページ、二十  
七節公課費につきましては、特段申し上げることにはござい  
ません。

続きまして、二目消防施設費は、七千八百八十二万円を計  
上いたしております。

十三節委託料につきましては、蕨島、千石統合庁舎建設  
設計業務の委託料でございます。

十八節備品購入費につきましては、高規格救急車を一台  
更新整備するものでございます。

次に、二十三ページ、四款公債費及び五款予備費につき  
ましては、特段申し上げることにはございません。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入につきましては御説明申し上げます。恐  
れ入りますが、八ページにお戻り願います。

二款使用料及び手数料から申し上げます。一項手数料に  
つきましては、許可申請等手数料などの二百万円を計上い  
たしております。

次に、九ページ、三款府支出金、一項府負担金にありま

しては、府立消防学校派遣教官人件費の返戻金、二項府補助金にありましては、消防用ヘリコプター運営費負担金に對します補助金でございます。

次に、十ページ、四款財産収入、一項財産運用収入にありましては、基金によります利子、二項財産売却収入にありましては、車両更新に伴う廃車売却料でございます。

次に、十一ページ、五款繰越金は、本年度につきましては千万円を計上いたしております。

六款諸収入は、救急業務に関する西日本高速道路株式会社からの支弁金が主なものでございます。

続きまして、十二ページ、七款組合債は、消防車両の購入及び葎島、千石統合庁舎建設設計業務に對しまして、五千四百万円を計上いたしております。

最後になりましたが、一款分担金及び負担金につきまして御説明申し上げますので、八ページにお戻り願います。

ただいま御説明申し上げます歳入以外に三十六億六千二百九十四万四千円が必要となりますので、十三ページの算出表のとおり分担金といたしまして、守口、門真構成両市に御負担をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 二番 池田治子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 池田議員

○ 二番 池田治子議員 自由民主党池田でございます。議案第七号について質問いたします。

葎島、千石統合庁舎の設計業務を計上しており、庁舎の開庁に向けて進めておられ、付近住民の皆さんも門真市南部の防災拠点となることで期待されておりますが、葎島出張所の付近住民の皆さんは、庁舎が近隣からなくなる不安もお持ちです。今後、どのように近隣住民へ説明を考えられておられるか。また、門真市消防団の理解も必要と思えます。

また、昨年七月の議会でもお話がありました、消防本部前の道を中央環状線に突き抜けなどの対応を両市だけではなく、大阪府などにも検討するように働きかけてはと思えます。今後、どのように考えられておられるかをお聞きしたいと思えます。

○ 好川和彦警備課長 議長

○ 大藤みつ子議長 好川警備課長

○ 好川和彦警備課長 ただいまの池田議員の御質問にお答えい

たします。

近隣住民、門真市消防団への説明につきましては、関係校区長並びに消防団の会議で説明を実施しており、今後、具体的なスケジュールや庁舎の図面が出来上がりましたら、再度説明を実施し、進めていきたいと考えております。

道路の整備につきましては、構成両市を通じてまちづくり計画がございましたら、機会あるごとにお願したいと考えております。

以上でございます。

○ 二番 池田治子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 池田議員

○ 二番 池田治子議員 ありがとうございます。地域の防災拠点として、地域住民に理解していただき、より良い庁舎の建設をお願いして要望いたします。

○ 大藤みつ子議長 ただいまの池田議員の御発言は御要望として受け賜っております。

他に質疑はありませんか。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 私も同じく二十二ページの消防施設費、委託料三千六百八十万、葎島、千石出張所統合庁舎の建設設

計業務委託について関連した質問をさせていただきます。

この葎島、千石統合庁舎の設計業務をこの二十八年度にしていくなかですけれども、この場所というのは、今後、門真市の認定こども園、約三百人が入る認定こども園と隣同士に設置されるということをお聞きしました。これでもよつと保育園のほうの運営と、また、地域住民への配慮というものは、それはどのように考えておられるのでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 現在、設計業務につきまして業者と打合せを行っていますが、車両の出入口は、認定こども園側と反対の東側に面した部分を考えております。訓練や点検での呼称及びサイレンなどの音の問題につきましては、付近住民などに説明を実施し、御理解を賜りたいと考えております。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 まあお聞きしましたら、車の出入りや玄関は認定こども園と反対側にするというような、それは消防車が出るときはサイレンを鳴らしますから、そういった音

についての配慮からかなと、一定配慮されているのだなというふうに感じます。

またですね、葎島、千石統合庁舎が完成して、運用を開始したら葎島の出張所がなくなり、統合するわけですから、今度の所は、今までよりも車両が多い、増えるのかなというふうに思います。二十七年途中の葎島出張所及び千石出張所それぞれの年間出場件数と一日の平均出場件数をお答えください。

○ 好川和彦警備課長 議長

○ 大藤みつ子議長 好川警備課長

○ 好川和彦警備課長 平成二十七年中における消防車両の出場件数につきましては、葎島出張所で百一件、千石出張所で百二十七件、合わせて二百二十八件となっております。一日当たり約〇・六件の出場です。救急車の出場件数につきましては、千石出張所の二千九百七十件、一日当たり約八件の出場でございます。

葎島、千石統合庁舎の運用開始となりましたら、消防車や救急車の出場件数については、昨年同様の出場件数が予想されると考えております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今お聞きしましたら、消防車は一日両方合わせて〇・六件、三十日で計算すると一月で十八件、救急車は一日のうち約八件、三十日に換算したら二百四十件ということになります。

子供たちは、一日過ごす場所なのです。毎日過ごします。○歳から五歳までいます。サイレンの音でお遊戯、活動又はお昼寝、赤ちゃんに至ってはお昼寝だけに限りません。そういったことで生活の保障ができるのかなと、今更ながら驚いているんですけれども、本当にこれが大丈夫かなんかということが気になるんです。保育所と反対側の方に入口をされるということ、随分それは取り除かれるのかなと思うんですけれども、本当に実際、保育所が開設する日というのは来年、再来年の四月、消防署の庁舎と同じときに開設されます。いろんな課題がね、これから発生するということも考えられるので、そのときはね、どのような対応をしようと考えておられるのか。それについてお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 開庁後におきましては、諸問題、課題等が発生した場合には、付近住民の方々に消防行政につ



いてさらに御理解を賜りながら、できる限りの対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 私、今回のことで、このように消防署と保育所が隣同士で、大阪府下で一緒の所あるのかなということでもちよつと探してみました。そして、いくつかあったんですけれども、その中で豊中市さんのほうであったんですね。それで見に行かせてもらったら本当に門真市が設計されるような位置であったのですけれども、高低差があったり、また、幅をちよつと開けてたりというようなこともありまして、ちよつとお聞きしたら、出勤するとき音を消すことはできないから、出る一メートル、ちよつとメートルは不確かなんですけれども、少し音を、その間消してそれから走るといふうにね、また、いろいろ条件等お互いに相談されたそうなんです。是非とも、子供たちにとつて一日でもお昼寝というのは欠かすことはできません。散歩も大切な活動なんです。是非ともよく聞いて、安全安心も含めたしつかりとした対応をしていただきますようによくお願いいたします。要望としておきます。

以上です。

○ 大藤みつ子議長 ただいまの豊北議員の御発言は御要望として受け賜っておきます。

他に質疑はありませんか。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 門真市議無所属革命二十一の戸田です。全体行程で八項目にわたつて質問します。

まず質問項目の一の(1)二千十六年度予算。答弁での元号は西暦、元号併記でお願いいたします。まず質問項目の(1)二千十六年度予算の中で消防施設の電気代金額はいくらと見積もられているか。

(2)守門消防の中の施設の数は全部でいくつか。

(3)その施設は全て関西電力から電気を買っているのか。

もし関電以外から電気を買っている施設があればその施設名を挙げて、それらの電気使用量の全施設の中での順位を述べてもらいたい。

(4)全施設の中で電気使用量の多い施設を五つ挙げ、それぞれの二千十四年度の、十五年はまだ出てないかもしれないから十四年度の電気代のそれぞれと五つ合計の金額を述べてもらいたい。

(5)仮に全ての施設の一年間の電気代が十パーセント削減されたらその削減金額はいくらになるか。

また、電気使用量の多い五施設の一年間の電気代が十パーセント削減されたらその削減金額はいくらになるか。

以上、答弁をお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず、二千十六年度予算の電気代ですが、千七百十六万三千円を計上いたしております。

施設の数は一八署所でございます。

それから、関西電力以外から電気を買っている施設はあるかということですが、関西電力以外から電気を購入している施設はございません。

電気使用量の多い施設を五つ挙げろということですが、電気使用量の多い施設は、消防本部、守口消防署、門真消防署、東部出張所、千石出張所でございます。

金額につきましては、消防本部六百十九万九千二百五十六円、守口消防署二百四十八万五千五十七円、門真消防署百九十五万二千四百四十六円、東部出張所百九十二万三千三百三十八円、千石出張所百二十三万七千六百円の合計千三百七十九万六千九百九十七円でございます。

全ての施設の一年間の電気代が十パーセント削減されたらということですが、二十四年、平成二十六年により計算しますと、全ての施設が十パーセント削減されますと百五十七万四千四百四十一円の削減となります。

電気量の多い五施設につきましては、百三十七万九千六百七十七円が削減されると思われれます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 質問項目の二番目、この四月から電気の自由化が実施されるわけですが、守門消防の場合は電気契約を関電以外の会社に切り替えることはしないのでしょうか。お答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 今のところ予定はございませんが、検討はしていきたいと考えております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 質問項目の三番目、消防行政においても最小限の経費で最大限の効果をもたらすように工夫、努力することは、当局が果たすべき法的な義務であるは

ずだが、この点はどうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 議員おっしゃるとおり、最小限の経費で最大限の効果をもたらすように工夫することは、当然のことと考えております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 次、第四項目にいきます。門真市では、市役所やルミエールホールはかなり以前から大阪ガスその他で、関電以外から電気を買っていましたが、二千十二年七月からそれ以外の施設において、関電契約からいわゆる新電力、PPS電力の導入に切り替えております。年中無休で、二十四時間体制で大量電力を消費するごみ焼却炉を有する環境センターや電力の使用形態が異なる図書館、浄化センター、老人福祉センターなど計十施設は関電との契約を続けざるを得ないわけですが、それ以外の全ての公共施設、すなわち、市役所、小中学校、文化会館、公民館、保健センター等々の二十九施設は、全て関電以外から電気を買う契約に変わっております。そして、新たにPPS導入をしたこの二十九施設に

ついて、二千十二年七月から二十三年四月までの間の経済効果として、関電との契約を続けた場合に比べて、概算で年間約四百五十万円の電気代削減が実現されております。

この件について、私は守門消防に今まで、私の方からは伝達し忘れておりましたけれど、守門消防としては、門真市でのこういった電気代削減実行について、今まで知っておりませんでしたでしょうか。門真市の総務部から話を聞いたり、担当は総務部管財課ですね。自ら調べたりしたことはありましたでしょうか。

また、守口市ではPPS電力の導入はどうなっているのでしょうか。

以上、お答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 門真市はPPSの導入を実施していることは把握しております。

また、守口市におきましても二千十五年、平成二十七年七月から守口市役所本庁舎、教育委員会が入っております四号別館、それから各小中学校の合計三十六施設が実施しております。これは把握しております。

消防組合におきましても、PPS導入も視野に入れ、研究、検討をしていただくところでございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 質問の五項目目。門真市では、二十一年九月議会での、私の脱原発は脱関電からという指摘をかなり受け入れて、よその先進地での勉強会に職員派遣もして、PPS電力導入の研究と準備を行い、二十二年七月からPPS電力を導入して、先ほど言った約四百五十万円削減を実現させました。

守口市でも門真市より三年遅れではありますが、今の二千十五年度からPPS電力を検討、導入しております。

こうした状況があるのに守門消防は、門真市や守口市でのこのような実践例を研究して、電気代削減を図ろうとしなかったのはなぜでしょう。門真市や守口市から提起がなかったために思いつかなかったのか。人員労力的にそういう研究する余裕がないのか。具体的には気持ちがあってもあまりしてないようだったので、その点についてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 消防組合につきまして、対象の施設が

八署所中、契約電力量五十キロワット以上の施設が消防本部一箇所のみでございます。負荷率が約五十五パーセントと高く、PPS業者がなかなか入札に参加しないというような難色をしたことや消防施設の二十四時間勤務で稼働時間が長い施設のため削減効果が出にくいことも考えられ、また、入札を実施し不調に終われば、関西電力の長期割引が適用できないことも考えられたため慎重になっておったところでございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今のですね、かなり事情は飲み込めました。PPSということに限るとその適用に限界があるという事情と消防が二十四時間三百六十五日、電気代を使うということの関係もわかります。

それでは質問の六項目目。四月からの電力自由化実施後もおそらく関電との契約を続けるよりも、大阪ガスやその他PPS電力と契約するほうが電気代が安くつくはずですが、それでも、それについて研究と実践の経験が豊富な門真市や一年前にPPS導入をした守口市にいろいろと教えてもらって、今年の七月消防議会までに電気代削減の新たな契

約についての見積もり比較を行うべきと思うがどうか。

そして関電以外の企業との契約した方が安くつくとか、あるいは関電以外の企業との契約をしても、関電と同程度の金額で収まるという見通しが立つのであれば、年内に電気供給の入札の準備や関電との関係の清算について研究して、遅くとも二十六年年度内に電気供給の入札を実施して、二十七年年度からは関電以外の企業から電気購入を実施すべきと思うがどうか。少なくとも、今年の七月消防議会までの間に見積もり比較を行うことをはっきりと約束していたきたい。

以上のことについて答弁願います。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 四月の電気の自由化に伴い、新年度以降につきましては各社から話を聞くなどし、六月末までには見積書を提出していただき、構成両市に御助言を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 期限をはっきり明記したということ  
を答弁されたことを評価します。

次に、第七項目として、若狭湾の原発で重大事故が起きますと、こつから八十五キロほどの至近距離についてですが、守門地域では消防用水も放射能に汚染されてしまうので、火災があっても消火に使えないということが過去の消防議会の私の質問に対する答弁で確認されています。そういう事実も踏まえて守門消防として、若狭湾の原発の停止が続いて原子炉の冷却が続くことと、反対に原発再稼働によつて原子炉が再び熱を持つようになることと、放射能は新たに増えますが放射能事故の危険性から見て、当然、原発再稼働せず、原子炉の冷却が続くことが望ましいというふうには、守門消防としての認識すべきことと思いたすが、その点はどうか。

○ 好川和彦警備課長 議長

○ 大藤みつ子議長 好川警備課長

○ 好川和彦警備課長 市民の安全を守る消防からしてみますと、事故の危険性があるのであれば、原子力発電に頼らない、安心で安全な自然エネルギーが安定的に供給できるものが好ましいと考えております。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 実際この何年間か、三、四年ですか

ね、全く原発が動かずに電気が足りないということは何にも起こっていないという現実もあるわけですね。それも踏まえて最後の項目の質問にいきます。

八項目目。本来、企業っていうのは顧客や消費者の生命財産危機を高めることはならない。ところが関西電力は、いまだに原子炉の再加熱、すなわち原発再稼働に固執しており、それが自らの経営利益の保持につながると考えているようであります。しかし、関電も営利企業である以上、そういう原発再稼働姿勢固持では顧客が離れてかえって経営悪化するという事実を、原子炉冷却継続を望む顧客の側が突き付けてやることによって、痛烈な反省材料を与えてやるのが可能であります。

また、別の角度から見れば、顧客、消費者の生命財産の危険を高めて改めようとしなない企業は、顧客、消費者から絶縁されて淘汰されていくのが社会の健全なあり方である。更に言えば、関電は顧客が出す電気代を勝手に原発の推進維持のための事業費や広告宣伝費に膨大に注ぎ続けているだけでなく、高浜原発三号炉、四号炉の運転を差し止めた大津地裁の三月九日仮処分決定に反発して、

「高浜三号機、四号機が動かないと燃料費増加で一月約百

億円の損害が出る。」という関電の主張を背景として、八木誠社長が記者会見で、「裁判で逆転勝訴すれば、原告への損害賠償請求が考えられる。」という、原告主義に負担する義務など通じるはずもない巨額な金額、一月当たり百億円、年間だったら千二百億円という巨額なスラップ訴訟のどう喝まで行っております。

また、関電を有力メンバーとする関経連は三月十七日の記者会見で副会長が、「高浜原発三、四号炉の運転を差し止めの仮処分に憤りを超えて怒りを感じます。」として、「地方裁判所はこういう判決を出すことができないよう速やかに法律改正することを望む。」というとてもない司法破壊暴言を行っております。関電もそういうふうに同意したことは間違いありません。

そういうことを総合的に考えれば、守門消防は、守門の市民の生命財産の危険を高めるようなことをやめようとせず、市民への凶悪なスラップ訴訟のどう喝に平然と、悪質企業関電に対して、経済利益を与える電力契約を極力すべきではありません。そして、原発再稼働推進を行っていない企業を選択して、電気契約を結ぶことが、消防行政として公益に合致することであるはずだが、その件についてどうでしょう。少なくとも既に、守口市や門真市が実践し

ているように、関電以外の企業を選択して電気契約を結ぶことを積極的に行うべきだと思いますがどうでしょうか。答弁願います。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 今後におきましては、構成両市の助言を賜りながら、四月以降について、特殊な消防業務に合う業者の選定や、また、費用対効果などを検証しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 最後に答弁不要です。私の指摘を述べて終わります。

門真市では、この三月議会で私の一般質問に対して、「社会的モラルに反する企業や企業モラルに欠ける企業と市が契約することに関して、今後におきましては、不良不適格業者の排除と地域貢献を行う業者の育成等に資する契約制度について調査研究を行い、品格の高い魅力ある行政の発展に務めてまいりたいと考えております。」と答弁しています。

関西電力の場合、私がさつき紹介したように、その言動を見れば明らかに社会的モラルに反する企業や企業モラルに欠ける企業、不良不適格業者に該当しており、公機関たる守門消防も、こうした関電に経済利益を与える契約はすべきではありません。よつぽど特殊で代替の効かない特別の理由がない限りは、電気契約の選択肢の中から関電は排除すべきことであり、入札対象から排除するか、排除しないとしても落選させるような工夫をすべきであることを強く指摘しておきます。

守門消防で電気契約を所管する職員はわずか三人だというのだが、門真市や守口市の電気契約所管部署と積極的に協議をして頑張っていたきたい。また、門真市や守口市もこの分野で守門消防を積極的に支援してもらいたい。以上指摘いたしましたので、私の質疑を終わります。

○ 大藤みつ子議長 ただいまの戸田議員の御発言は御意見として賜っておきます。

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第七号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

- 西端勝樹管理者 議長

- 大藤みつ子議長 管理者

- 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提出いたしました全ての案件につきまして、終始慎重に御審議の上、速やかなる御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員各位により賜りました御意見等につきまして、今後の消防行政に反映させてまいる所存でございます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうも御苦勞様でございました。

- 大藤みつ子議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、滞りなく全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございました。

ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもちまして本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございます。

~~~~~

午前十一時十七分閉会